

日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区横浜第8団規則

第一章 総則

第1条(名称および呼称)

1. 当団体は、「日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区横浜第8団」(以下「横浜第8団」という)とする
2. 横浜第8団は、「ボーイスカウト横浜第8団」または「横浜第8団」「BSY8」と略称することができる
3. 横浜第8団は1959年(昭和34年)6月11日に設立された

第2条(所在地)

横浜第8団の本拠地は、下記団委員長の自宅におく

団委員長名 中島一郎

住所 222-0022 神奈川県横浜市港北区篠原東3-21-36

第3条(目的)

横浜第8団は、ボーイスカウトの組織を通じ、青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することをもって教育の目的とする

第4条(構成員)

1. 横浜第8団の構成員は以下の通りとする
 - (1) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に登録したビーバー隊・カブ隊・ボーイ隊・ベンチャー隊・ローバー隊の各隊指導者
 - (2) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に登録したビーバー隊・カブ隊・ボーイ隊・ベンチャー隊・ローバー隊のスカウト
 - (3) 育成会員
 - (4) 賛助会員
 - (5) 育成会より任命・委嘱された団委員
 - (6) カブ隊・ボーイ隊・ベンチャー隊のインストラクター
 - (7) 監査役
2. インストラクターは、各隊隊長の申請に基づき団委員会がこれを委嘱する
3. 団委員は公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の加盟員または横浜第8団育成会の賛助会員でなければならない
4. インストラクターおよび監査役は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の加盟員または横浜第8団育成会の賛助会員であることが望ましい
5. 団委員・各隊指導者・インストラクターの任期は1年とし、再任を妨げない
6. 上記5項の記載に関わらず、会計担当団委員については、連続して4年を上限とする

第二章 監査役

第5条(選任)

1. 横浜第8団は、団および育成会の運営が適切に行われていることを担保するために、1名以上の監査役を選任しなければならない
2. 監査役は構成員の互選により、団委員会の決議を経て、育成会長により任命される
3. 監査役の任期は1年とし、再任を妨げない
4. 監査役に欠員が生じたときは、後任者を選ぶ。後任者の任期は、前任者任期の残余期間とする

第6条(任務)

監査役は、団および育成会の運営・経理について監査を行うとともに、必要に応じて助言を行う

第7条(兼務の禁止)

監査役は、育成会役員・団委員・隊指導者を兼務してはならない

第三章 団委員会

第8条(目的)

団は、団の運営・財政および各隊隊長への支援ならびに指導者養成に関する事項を審議・決定するために、団委員会を開催する

第9条(構成)

1. 団委員会は、団委員長・副団委員長・団委員で構成する。
2. 各隊隊長および指導者は、団委員長の事前の承認を得ることにより、団委員会にオブザーバーとして参加することができる
3. 監査役は必要に応じ、自己の判断により団委員会に参加することができる

第10条(団委員)

1. 団委員は、育成会がこれを任命・委嘱する
2. 育成会長・副育成会長は、団委員となる
3. 団委員長・副団委員長は、団委員の互選により定める

第四章 隊の設置

第11条(隊の設置)

1. 横浜第8団は、ビーバー隊・カブ隊・ボーイ隊・ベンチャー隊・ローバー隊を設置することができる
2. 各隊の指導者(隊長および副長)は、団委員会がこれを任命・委嘱する
3. 団委員長は、新任および役務変更のある隊指導者・インストラクター・補助者に対し、その役務を明確にするために委嘱状を交付する

第12条(各隊の設立の時期)

横浜第8団における各隊の設立時期は、以下の通りである

- | | | |
|-----|---------|-------------------|
| (1) | ビーバー隊 | 1986(昭和61)年04月01日 |
| (2) | カブ隊 | 1953(昭和28)年11月27日 |
| (3) | カブ隊・第2隊 | 2015(平成27)年04月01日 |
| (4) | ボーイ隊 | 1950(昭和25)年01月18日 |
| (5) | ベンチャー隊 | 1965(昭和40)年05月31日 |
| (6) | ローバー隊 | 1981(昭和56)年04月01日 |

第五章 団会議

第13条(目的)

横浜第8団は、団に所属するスカウトの教育・訓練・活動、指導者の教育・訓練・活動に関する事項を協議・決定するために団会議を開催する

第14条(構成)

1. 団会議は、団委員長・副団委員長・各隊隊長、各隊副長で構成する
2. 団委員・インストラクター・監査役は、団会議にオブザーバーとして参加することができる

第六章 プログラム委員会

第15条(目的)

横浜第8団は、団および各隊における重要な、または、危険を伴うプログラムについて、その妥当性と安全性を確保するため、プログラム委員会を開催する

第16条(構成)

1. プログラム委員会は、団委員・各隊の隊長および副長で構成する
2. 育成会員・インストラクター・ローバースカウトは必要に応じて適宜、参加することができる
3. 上記にかかわらず、団委員長はプログラムの実施に必要な人材をアドバイザーとして参加させることができる

第17条(対象となる活動)

プログラム委員会の対象となる活動は、以下の通りとする

- (1) ベンチャー隊の以下のプログラム
 - ・ 県外、国外での宿泊を伴う活動
 - ・ 登山計画書提出が必要な活動
 - ・ 海、河川を使用する活動
- (2) ボーイ隊の以下のプログラム
 - ・ オーバーナイトハイク
 - ・ 5泊以上の宿泊を伴う活動
 - ・ 登山計画書提出が必要な活動
 - ・ 海、河川を使用する活動
- (3) カブ隊の以下のプログラム
 - ・ 野営を行う活動
 - ・ 海洋訓練
 - ・ 登山計画書提出が必要な活動
 - ・ 海洋訓練以外で、海、河川を使用する活動
- (4) ビーバー隊の以下のプログラム
 - ・ 宿泊を伴う活動
 - ・ 片道1時間以上の移動を伴う活動
 - ・ 海、河川を使用する活動
- (5) 以下の団行事
 - ・ 本キャンプ
 - ・ スキー訓練
- (6) その他、団および各隊が必要と判断した活動

第七章 会計

第18条(団活動資金の管理)

1. 横浜第8団の資金の管理は、財務担当団委員(以下「団財務」という)および会計担当団委員(以下「団会計」という)がこれを行う
2. 団財務および団会計は、活動資金を別途保管する口座を設定しなければならない
3. 団財務および団会計が設定する口座の名義は、各々、次のとおりとする(「〇〇〇〇」は代表者となる団財務および団会計の氏名)
 - <団財務> ボーイスカウト横浜第8団 財務 〇〇〇〇
 - <団会計> ボーイスカウト横浜第8団 会計 〇〇〇〇
4. 上記3項の規定にかかわらず、金融機関による定めがある場合はそれに準拠し口座名義を定めることとする

第19条(団財務・団会計の役割)

1. 団財務は、構成員より日本連盟登録費・神奈川連盟登録費・会館維持費・横浜地区地区費・育成会費・育成会入会金・隊活動費を徴収し、育成会会計・団会計および各隊に配分する
2. 団会計は、育成会会計・団財務より交付を受けた諸費用の管理を行う

第20条(団財務・団会計の本拠地)

1. 団財務の本拠地は、団財務の自宅に置く
2. 団会計の本拠地は、団会計の自宅に置く

第21条(各隊の会計)

各隊の会計規則については、別途これを定める

第22条(帳簿)

1. 団および各隊は、その収支を明らかにするために、出納簿を備えつける
2. 各隊においては、「様式1」で定めた、「収入明細・支出明細兼決算書」を備えつける
3. 隊会計における収入・支出の費目分類、およびその詳細は、別表1の通りとする

第23条(憑依書類)

1. 団および各隊は、支出内容を明らかにするために、領収書等を保管しなければならない
2. 領収書等とは、次のものをいう
 - (1) 領収書
 - (2) レシート
 - (3) 納品書
 - (4) ネット通販における、注文確認メール
 - (5) Suica・ETC・クレジットカードなど電子決済における利用明細
3. (様式4)に定める「車両費用等明細書」「その他諸費用明細書」をもって、領収書にかえることができる
4. 上記第2条1項から3項記載にかかわらず、公共交通機関の乗車費用については、帳簿の摘要欄に交通機関名称と乗車区間を記載することで、領収書等の提出・備え付け・保管を省略することができる
5. 「証憑資料」は団財務・団会計および各隊で保管するが、正副団委員長・団会計・団財務・育成会長・監査役より要請がある場合は、遅滞なく提出しなければならない
6. 団および各隊は、帳簿・決算資料および裏付け資料を、5年間保管する

第24条(育成会からの補助金)

1. 団財務・団会計は当該年度の育成会総会での予算承認後に育成会より交付された隊運営補助交付金・その他補助交付金を、すみやかに各隊に交付する
2. ローバー隊の隊運営費補助金は、他隊の半額とする
3. 第31条に基づき育成会費を免除されているスカウトについては、隊運営費補助金交付対象人数から除外される
4. 中途入団者の隊運営補助金については、その交付金額は、「別表6」の通りとする

第25条(期末剰余金)

1. 各隊において隊活動費収入に期末剰余金が発生した場合は、各活動年度終了後すみやかにその全額をスカウトに返金する
2. 第1項にかかわらず、スカウト1名あたりの返金額は100円～1,000円の合理的な単位とし、返金後の隊活動費収入期末剰余金は、各隊において次期繰越金とするものとする
3. 団および各隊において隊運営費補助金・その他補助交付金等育成会よりの交付金に期末剰余金が発生した場合は、その全額を育成会に返還する

第26条(会計年度)

横浜第8団の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする

第八章 支援

第 27 条(支援費用)

1. 横浜8団は指導者の支援のため、「別表2」に記載した費用を負担する
2. 横浜8団は保護者の活動への理解促進のため、「別表3」に記載した費用を負担する
3. 横浜8団は各隊の活動支援のため、「別表4」に記載した費用を負担する
4. 横浜8団は各隊の新入団者支援ならびに組織拡張のため、「別表5」に記載した費用を負担する

第九章 費用

第 28 条(入団金)

1. スカウトが横浜第 8 団に新たに入団した時は、入団したスカウト1名ごとに入会金 2,000 円を団に納付する
2. 転団による場合も、同様とする
3. 退団による返金は行わない

第 29 条(育成会費)

横浜第 8 団に在籍するスカウトがいる世帯は、横浜第8団育成会の定める育成会費を納めなければならない

第 30 条(隊活動費)

1. スカウトは各隊が定めた隊活動費を団を通じて各隊に納付する
2. スカウトが退団する場合は、未経過期間(端日数切り捨て)の隊活動費を返金する

第 31 条(休隊にともなう費用の免除)

1. 学業等のやむを得ぬ事情により、1 月以上の間活動を休む(以下「休隊」という)場合、スカウトおよびスカウトの属する世帯は育成会費・隊活動費の免除を申請することができる
2. 休隊するスカウトの属する世帯は、団に申請した上で、団より育成会長の承認を得ることで育成会費の免除をうけることができる
3. 育成会費の免除額は、休隊期間に相当する月割りとする
4. 上記規定にかかわらず、同一世帯内において休隊せず活動を継続するスカウトがいる場合は、当該スカウトを対象として育成会費を納付するものとする
5. 休隊するスカウトは、各隊隊長に申請し承認を得ることで隊活動費の免除をうけることができる
6. 隊活動費の免除額は、休隊期間に相当する月割りとする
7. 休隊による育成会費・隊活動費の免除申請は、前年度末までの定められた期日までに行わなければならない。期日までに申請が行われなかった場合は、原則として育成会費・隊活動費の免除はおこなわない

第十章 団キャンプ共通費用

第32条(団キャンプ共通費用)

1. 団キャンプにおける共通費用は第18条の規定にかかわらず、別途これを管理する
2. 団キャンプにおける共通費用は、以下の通りとする。
 - (1) 出発地からキャンプ場までの往復の貸切バス費
 - (2) 都合により遅れて参加するスカウト・指導者の往路交通費。ただし、団の事前承認を前提とする
 - (3) 都合により早退するスカウト・指導者の復路交通費。ただし、団の事前承認を前提とする
 - (4) 都合により貸切バス以外の交通手段で参加する保護者の交通費。ただし、公共交通機関の普通運賃、参加者一人当たりの貸切バス費用、実費のいずれか低い金額を上限とし、団の事前承認を前提とする
 - (5) 上記(4)にかかわらず、事前に団が承認した交通手段がある時は、その金額
 - (6) ワイドゲーム、営火にかかわる費用
 - (7) 期間中に提供した団食の費用
 - (8) 参加する隊の資材輸送費用(レンタカー代、宅配便代を含みます)
 - (9) 参加する隊の指導者の車両費用(高速代、ガソリン代)。ただし、各隊1台とす
 - (10) 団の緊急車両費用(高速代、ガソリン代)

第十一章 団スキー訓練費用

第33条(団スキー訓練費用)

1. スキー訓練費用は第18条の規定にかかわらず、別途これを管理する
2. スキー訓練において、参加費用に含まれる費用は、以下の通りとする
 - (1) 出発地からキャンプ場までの往復の貸切バス費用
 - (2) 都合により遅れて参加するスカウト・指導者の往路交通費。ただし、団の事前承認を前提とする
 - (3) 都合により早退するスカウト・指導者の復路交通費。ただし、団の事前承認を前提とする
 - (4) 都合により貸切バス以外の交通手段で参加する保護者の交通費。ただし、公共交通機関の普通運賃、参加者一人当たりの貸切バス費用、実費のいずれか低い金額を上限とし、ただし、団の事前承認を前提とする
 - (5) 上記(4)にかかわらず、事前に団が承認した交通手段がある時は、その金額
 - (6) 参加者のリフト費用
 - (7) スカウトのスキー教室インストラクター費用
 - (8) ボーイ隊以上のスカウトのナイター券費用(引率指導者・保護者を含む)
 - (9) 参加する隊の夜間プログラム費用
 - (10) 班長会議・組長会議・部屋長会議費
 - (11) 期間中の宿泊費・食費(初日の昼食代を除く)
 - (12) 指導者の車両費用
 - (13) 説明会等の資料印刷費、しおり印刷費
 - (14) その他必要となった諸雑費(手土産、消耗品など)
3. 費用に剰余金が発生した時は、原則として当年度の参加費費用の範囲内で、参加者に返金する(ただし、500円未満は切り捨てる)

第十二章 その他

第34条(そなえよつねに共済および損害保険)

1. スカウト・指導者・団委員・インストラクターは、ボーイスカウト日本連盟のそなえよつねに共済に加入する
2. 前2項以外に、活動に参加する保護者・体験者・その他付き添いのために、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引き受け保険会社とする、レクリエーション傷害保険包括契約および国内旅行傷害保険包括契約を契約する
3. 上記3項に規定する損害保険の保険金額は、1名あたり死亡後遺障害 500 万円、入院(1 日あたり) 4,000 円、通院(1 日あたり)2,000 円とするが、保険証券記載の保険金額がこれを上回る時は、保険証券記載の保険金額とする

第35条(規約の改定)

本規約の改定には、団委員会の決議を必要とする

第36条(その他)

本規約に定めのない事項については、「日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜第8団育成会規約」および「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の定める教育規程」に準拠するものとする

付則

1. 本規則は、2023(令和5)年4月16日の団委員会承認ならびに2023(令和5)年5月14日の育成会総会報告をもって、2023(令和5)年4月1日に遡及して改正実施する
2. 本規約の施行にともない、2022(令和4)年5月19日改定の「会計細則」、2019年(平成31年)4月6日制定の「団キャンプ・団共通費についての内規」・スキー訓練参加費用についての内規」は、これを廃止する

別表1

【隊会計 収入費目一覧】

費目	費目詳細
1.隊活動費	スカウトより納入された活動費で、団会計より交付された費用
2.隊運営費補助金	スカウトの在籍数に応じて、育成会より交付された費用
3.その他補助金	必要に応じて、育成会より交付された費用
3. 保護者・体験参加者参加費	活動における保護者・体験者などの参加費用
4.雑収入	預金利息、キャンプ参加費用の剰余金、寄付 など上記1～3 に該当しない費用

別表2

【指導者の支援のため負担する費用】

研修費	日本連盟・神奈川連盟・横浜地区主催の定型訓練および地区開催の非定型訓練の参加費用および団が事前に参加を承認した研修会・講習会の参加費用
キャンプ等参加費用助成	<p>団キャンプ・団スキー訓練・日本スカウトジャンボリー・地区キャンボリー・県キャンボリー・世界ジャンボリーに指導者・運営スタッフとして参加したときは、下記金額の助成を行う</p> <p>○日本連盟の加盟員である指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2泊以上3泊まで 5,000円 ・4泊以上 7,000円 ・7泊以上 10,000円 <p>○ローバースカウトおよび日本連盟に加盟していない団委員・インストラクター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2泊以上3泊まで 2,500円 ・4泊以上 3,500円 ・7泊以上 5,000円

別表3

【保護者の活動理解促進のため負担する費用】

研修費	ボーイスカウト講習会、安全担当者研修会、セーフフロムホームセミナーの参加費用
-----	----------------------------------------

別表4

【各隊の活動支援のため負担する費用】

野営行事費	本キャンプ下見交通費。ただし、各隊1回分のみ。複数回下見を行った場合は、最も多く費用が発生した回のみ、団負担とする
進歩・記章費	<ol style="list-style-type: none"> 1. BVS 隊における、木の葉章・小枝章・年功章 2. CS 隊における班長章・次長章・月の輪章・進級記章・りすバッジ・チャレンジ章・年功章 3. BS 隊における上級班長章・班長章・次長章・隊付章・進級記章・技能章・年功章 4. VS 隊における進級記章・技能章・年功章 5. RS 隊における年功章・英国エディンバラ公国際アワード章 6. 「りすの道」「月の輪ハンドブック」 7. 帽章(スカウトは上進時のみ、指導者は新任時のみ) 8. BS 隊スカウト/VS 隊スカウト/RS 隊スカウト/指導者用名札。経年の消耗による再作成も団負担とする。(着用者本人の責めによる再作成費用は、本人負担) 9. ビッグビーバーに支給するチーフ購入費

別表5

【新入団者支援および組織拡張のため負担する費用】

1. ボーイスカウト説明会参加者および新入団スカウトに配布する「ビーバーノート」購入費
2. 新入団時の BVS チーフおよびチーフリング購入費
3. 育成会に新規入会する家庭へのチーフ購入費(家庭毎に1枚)

別表6

【中途入団者の「隊運営費補助金」の取り扱い】

入団月	交付金額	交付予定月
5月	規定の年間補助金額の90%	8月末
6月	規定の年間補助金額の80%	
7月	規定の年間補助金額の70%	
8月	規定の年間補助金額の60%	11月末
9月	規定の年間補助金額の50%	
10月	規定の年間補助金額の40%	
11月	規定の年間補助金額の30%	2月末
12月	規定の年間補助金額の20%	
翌年1月	規定の年間補助金額の10%	
翌年2・3月	交付なし	